

宮古島市固定資産所有者調査管理システム導入事業委託

公募型プロポーザル実施要領

令和4年11月

宮古島市 税務課

1 目的

本市においては、毎月30名から60名が亡くなり、そのうちの概ね3割から半数が固定資産所有者である。被相続人の納税義務は相続人に承継されるが、相続人を特定するまでには、多岐に渡る業務と専門知識が必要とされる。

固定資産所有者調査管理システムを導入することにより、事務の効率化を図り、適正な課税を推進することを目的とし、プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名称

宮古島市固定資産所有者調査管理システム導入事業委託

(2) 業務内容

「宮古島市固定資産所有者調査管理システム導入事業委託概要仕様書」のとおり

(3) 履行期間

① システム構築から稼働まで 契約締結の日から概ね1か月

② システム運用保守 契約締結の日から36か月

なお、本プロポーザルは予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において令和4年12月議会予算案の否決又は減額があった場合は、本プロポーザルについての実施の効力を失う場合があり得るものとする。

(4) 提案上限額

1,654,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 契約担当課

〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市 総務部 税務課

TEL：0980-72-3751（内線2451）

担当：加賀谷 雅司

e-mail：st.shisancho☆city.miyakojima.lg.jp

メール送信時は、☆を@に変更して下さい。

(6) 留意点

- ① システムについては、必要なシステムや機器を含めた構築及び保守運用委託契約とする。
- ② システムの本稼働（運用開始日）は契約締結の日から概ね1か月とする。
- ③ 提案上限額は契約額を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。
- ③ 上記の提案上限額を限度とし、「宮古島市固定資産所有者調査管理システム導入事業委託契約」について契約を締結するものとする。

3 プロポーザルへの参加資格

本プロポーザルへの参加資格は、以下の全てを満たしていることを条件とする。また、共同体を構成して申請する場合は、代表団体を定めることとする。

(1) 単体企業として参加する場合

- ① 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する第167条の4第1項又は第2項に該当しないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ③ 国、県及び宮古島市を含む地方公共団体から、現に入札参加資格停止等の処分を受けていないこと。
- ④ 沖縄県内又はリモートにてシステムサポートできるサービス体制を有すること。
- ⑤ 国税、県税及び市町村民税を滞納していないこと。
- ⑥ 本市又は本市と同程度の行政規模（人口5万人以上）の自治体において、同等システムの導入実績があること。または使用に十分耐えうることを客観的に証明できるシステムを有すること。

- ⑦ プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会認証）またはISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム認証）を取得しており、かつ、宮古島市個人情報保護条例（平成17年宮古島市条例第10号）及び宮古島市情報セキュリティポリシーに関する要綱（平成31年宮古島市訓令第3号）を遵守することについて誓約できること。
- ⑧ 宮古島市暴力団排除条例（平成24年宮古島市条例第1号）第2条の暴力団及び暴力団員に該当しないこと。また、第5条に関わる責務を果たせること。
- ⑨ 「宮古島市固定資産所有者調査管理システム導入事業委託概要仕様書」に定める内容を遂行できること。

(2) 共同企業体として参加する場合

- ① 共同企業体を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合は、全ての構成者が上記(1)の要件を全て満たしていること。
- ② 共同提案者は、それぞれ企業概要書を提出すること。
- ③ 共同提案者は、代表者を定め、代表者は本市と共同企業体の正確な意志伝達役を務めること。
- ④ 共同提案者に属する者は、当該業務について複数の共同提案者に所属することはできない。また、共同提案者に属しながら自らが単独で応募することはできないものとする。

4 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出方法等

(1) 参加申込書、企画提案書及び添付書類について

次のとおり①、②の必要書類を下記期日までに提出すること。なお、必要書類および様式は令和4年11月17日（木）から令和4年12月16日（金）までの期間に宮古島市税務課又は宮古島市HPにて配布する。

① 参加申込書及び提出書類

No	様式	提出書類	提出部数等
1	指定	プロポーザル参加申込書（様式1） ※代表者印押印のものを提出すること。	1部
2	官公庁様式	履歴事項全部証明書等 ①法人の場合「登記簿謄本」 ②商号登記している個人の場合「商号登記簿謄本」 ③商号登記していない個人の場合「身分証明書」	各1部
3	官公庁様式	滞納のない証明書 ①法人の場合 「市町村民税」「県民税」「法人税」「消費税および地方消費税」 ②個人の場合 「市町村民税」「所得税」「消費税および地方消費税」	各1部
4	任意	貸借対照表及び損益計算書（最新年度を含む2年分）	各1部
5	任意	プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステムの認証取得を証明するもの等	各1部

※共同企業体の場合は、参加企業すべて。

② 企画提案書及び提出書類

No	様式	提出書類	提出部数
1	任意	企画提案書	原本1部＋副本8部
2	指定	会社概要書（様式2）	原本1部＋副本8部
3	指定	営業実績書（様式3）	原本1部＋副本8部
4	指定	見積書（様式4）	原本1部＋副本8部
5	指定	見積書（任意様式）	原本1部＋副本8部
6	指定	システム機能要求書（対応可否についての回答を記入したもの）	原本1部＋副本8部
7	任意	システム機能一覧	原本1部＋副本8部
8	任意	帳票出力機能一覧	原本1部＋副本8部

9	任意	出力帳票サンプル集	原本 1 部+副本 8 部
10	任意	データ出力機能一覧	原本 1 部+副本 8 部

③ 提出期間

令和4年11月17日（木）～令和4年12月16日（金）

（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び臨時の閉庁日を除く。）

④ 必要書類請求先および提出先

宮古島市 総務部 税務課

〒906-8501 宮古島市平良字西里 1 1 4 0 番地

TEL：0980-72-3751（内線2451）

担当：加賀谷 雅司

e-mail：st.shisanchosa☆city.miyakojima.lg.jp

メール送信時は、☆を@に変更して下さい。

⑤ 提出方法

持参または郵送（簡易書留）、宅配便による提出も可。

ただし、いずれの方法でも提出期限内必着とする。

⑥ その他

追加資料の提出を求めることがある。

(2) 企画提案書等の注意事項

① 参加申し込みをした者は、「宮古島市固定資産所有者調査管理システム導入事業委託企画提案書等作成要領」を参照の上、企画提案書の作成を行なうこと。

② 用紙は、原則としてA4縦形式に横書きし、ホチキス等で2点止めとすること。ただし、図表等についてはA3判も可とする。添付する説明資料やパンフレット等がある場合はこの限りではない。

5 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並び

に業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問及び回答の方法

① 質問受付期間内に「質問疑義照会書」(様式5)を持参、郵送、もしくは電子メールにて提出すること。

② 受付期間

令和4年11月17日(木)～令和4年12月7日(水)

(午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び臨時の閉庁日を除く。)

③ 提出先

宮古島市 総務部 税務課

〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地

TEL: 0980-72-3751 (内線2451)

担当: 加賀谷 雅司

e-mail: st.shisanchosa☆city.miyakojima.lg.jp

メール送信時は、☆を@に変更して下さい。

④ 提出方法

持参、郵送又は電子メール(いずれの方法でも受付期間内必着とする。)

⑤ 質問に対する回答の方法

質問は参加申込後に行うことができ、回答は参加申込書を提出した全ての者に対して、電子メール又はFAXにより行なう。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

なお、質問の回答は、本要領、システム概要仕様書、機能要求書等の追加又は修正とみなす。

6 優先交渉権者選定

優先交渉権者の選定にあたっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた提案を行なったものを優先交渉権者として選定する。

(1) プレゼンテーション審査

書類審査によって選定された者について、「宮古島市固定資産所有者調査管理システム導入事業委託業者選定委員会」においてプレゼンテーション審査を実施する。

① プレゼンテーション実施日時・場所

令和4年12月23日(金) 宮古島市役所 2階庁議室

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、WEBでのプレゼンテーション実施となる場合もあるものとする。

②実施時間

説明時間 50分以内とし、質疑応答を10分程度の予定とする。

③実施内容

プレゼンテーション内容については、「宮古島市固定資産所有者調査管理システム導入事業委託プレゼンテーション実施要領」の規定に基づき行なう。

(2) 評価

各審査については、「宮古島市固定資産所有者調査管理システム導入事業委託プロポーザル評価基準書」の規定に基づき採点を行う。

(3) 選定方法

上記「(2) 評価」に定める方法により採点し、各評価員の評価点を単純合計した点数が、最も高い者を優先交渉権者として決定する。

なお、最高得点者が複数あった場合は、企画提案書の評価が上位の者を優先交渉権者とし、それでも優先交渉権者が決定しない場合は、「宮古島市固定資産所有者調査管理システム導入事業委託企画提案書等作成要領」の「2 企画提案書」のうち、「(7) システム運用保守(システム稼働後)」項目と「(17) 自由提案」の評価の合計点が上位の者を優先交渉権者とする。

上記においても優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。ただし、合計点数の得点率 60%に満たない場合は、本市の要求を満たすことができないものと判断し、交渉権者としては選定しないことができるものとする。

(4) 優先交渉権者について

優先交渉権者は、下記の「9 業務委託契約に関する事項」を踏まえ、「宮古島市固定資産所有者調査管理システム導入事業委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という）」において決定する。

優先交渉権者と協議が整わない場合、次点交渉権者と協議を行うことがある点に留意すること。

(5) 選定結果

優先交渉権者の選定結果については、プレゼンテーションに参加したものに対し文書にて通知する。なお、選定の有無・審査による獲得点数及び順位のみを通知し、その他の審査内容については公表しない。また、審査等に対して異議及び質問は一切受け付けないこととする。

7 参加者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加申込書及び企画提案書を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- ① 実施要領等に示した参加者に必要な要件を満たさなくなった場合
- ② 提出類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ その他実施要領等に示した条件に違反した場合

8 業務委託契約に関する事項

(1) 見積書を徴する相手先としての特定

本市は、優先交渉権者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書を徴する相手先として特定するとともに、本業務の詳細内容の協議を実施するものとする。ただし、下記のいずれかに該当する場合には、次点交渉権者を、見積書を徴する相手先として再特定するものとする。

- ① 優先交渉権者が、地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなったとき。
- ② 優先交渉権者が、本市から本業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき。
- ③ 優先交渉権者が、特定後に本要領8に掲げる失格条項に該当し失格となったとき。
- ④ 本市が見積書の提出を求めた際に見積書を提出できなかったとき。

(2) 契約金額

契約金額は、別途宮古島市の定める本契約に係る予定価格の範囲内とする。

契約金額は、優先交渉権者から提出された見積書の額を超えないこととする。

(3) 業務委託の仕様及び実施条件

本業務委託の仕様については、概要仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、本市及び優先交渉権者が協議の上、定めるものとする。

本市は、本業務委託の仕様決定にあたり、優先交渉権者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することができる。

(4) 契約履行

本業務委託の契約は、宮古島市契約規則によるものとする。

(5) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に、受託事業者が本要領7に定める失格条項に該当していることが明らかとなった場合には、契約を解除することがある。

9 本プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	実施期間
参加申込書および企画提案書等の提出期限	令和4年11月17日（木）～令和4年12月16日（金）
質問疑義照会書の提出期限	令和4年11月17日（木）～令和4年12月7日（水）
質問疑義照会書への回答	令和4年12月9日（金）
プレゼンテーションの実施	令和4年12月23日（金）
最終審査結果の通知	令和4年12月26日（月）
業務委託契約	令和5年1月上旬

10 その他の留意事項

- ① 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、全て参加者の負担とする。

- ② 参加申込書提出後、辞退を希望する場合は速やかに、参加辞退届（様式6）を提出することとする。
- ③ 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本国通貨とする。
- ④ 提出済みの書類を変更する場合は、事前に本市に届けるものとする。その場合には、従前の内容と同等以上と認められる場合に限り変更を認める。ただし、見積書の変更、差し替え、または再提出は認めない。
- ⑤ 提出書類については原則、外部へ公表はしない。ただし、本市と事業者による協議の上で、全部または一部を無償で使用できるものとする。
- ⑥ 事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録及び保存を行なう場合がある。
- ⑦ 提出された書類等は返却しない。
- ⑧ 本市から提示した本業務委託に関する資料を、本業務企画案以外の目的で使用すること及び第三者への開示・漏洩することを禁止する。
- ⑨ 次のいずれかに該当する場合は、無効となる場合がある。
 - ア 本要領等に示した参加に必要な資格を有しない者が行なった提案
 - イ 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しない場合
 - ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
 - オ 虚偽の記載を行なっている場合
 - カ 2 通以上の提案を行なった場合（単独、共同企業体の構成員として重複提案となった場合を含む。）
 - キ 選考開始から受託事業者と契約を締結するまでに、宮古島市職員及び公職にある者と不当な接触を行なった場合

11 添付資料

- ① 宮古島市定固定資産所有者調査管理システム導入事業委託概要仕様書
- ② 宮古島市固定資産所有者調査管理システム導入事業委託プレゼ

ンテーション実施要領

- ③ 宮古島市固定資産所有者調査管理システム導入事業評価基準書
- ④ 宮古島市固定資産所有者調査管理システム導入事業委託企画提案書等作成要領